

「チーム学校推進法」の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少など社会や経済が急速に変化し、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子どもの貧困問題や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、学校運営等に関する抜本的な改革は、待ったなしの状況である。

よって、国会及び政府におかれては、教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、次の項目について取り組むよう強く要望する。

一 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、「チーム学校推進法」を早期に成立させること。

二 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。

三 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。

四 教員の長時間労働を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やそれに基づく対策の推進を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 殿

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿

文 部 科 学 大 臣 松 野 博 一 殿

総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿